

# 国有林の地域別の森林計画書（案）

（北山・十津川森林計画区）

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日

近畿中国森林管理局

## ま え が き

本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、北山・十津川森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

# 北山・十津川森林計画区の位置図



| 凡 |   |   | 例   |
|---|---|---|-----|
| 府 | 県 | 界 | ——— |
| 森 | 林 | 計 | ——— |
| 市 | 町 | 村 | ——— |

# 担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

## 1 担当者の職名及び氏名

|       |           |         |
|-------|-----------|---------|
| 計 画 課 | 課 長       | 平 澤 林太郎 |
|       | 課 長 補 佐   | 藤 本 憲 一 |
|       | 計 画 調 整 官 | 田 中 幸 仁 |
|       | 地域業務対策官   | 坪 木 直 文 |
|       | 経 営 計 画 官 | 池 上 豊   |

## 2 樹立に従事した期間

自 令和7年 4月 1日

至 令和7年12月31日

# 目 次

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| I   | 計画の大綱                              | 1  |
| 1   | 森林計画区の概況                           | 1  |
| (1) | 自然的条件                              | 1  |
| (2) | 社会経済的背景                            | 1  |
| (3) | 森林計画区における国有林の位置付け                  | 2  |
| 2   | 前計画の実行結果の概要及びその評価                  | 2  |
| (1) | 伐採立木材積                             | 2  |
| (2) | 人工造林及び天然更新別の造林面積                   | 3  |
| (3) | 林道の開設又は拡張の数量                       | 3  |
| (4) | 治山事業                               | 3  |
| 3   | 計画樹立に当たっての基本的考え方                   | 4  |
| II  | 計画事項                               | 5  |
| 第1  | 計画の対象とする森林の区域                      | 5  |
| 第2  | 森林の整備及び保全に関する基本的な事項                | 6  |
| 1   | 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 6  |
| (1) | 森林の整備及び保全の目標                       | 6  |
| (2) | 森林の整備及び保全の基本方針                     | 6  |
| (3) | 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等       | 9  |
| 2   | その他必要な事項                           | 9  |
| 第3  | 森林の整備に関する事項                        | 10 |
| 1   | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）      | 10 |
| (1) | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                   | 10 |
| (2) | 立木の標準伐期齢                           | 12 |
| (3) | その他必要な事項                           | 13 |
| 2   | 造林に関する事項                           | 13 |
| (1) | 人工造林に関する基本的事項                      | 13 |
| (2) | 天然更新に関する基本的事項                      | 14 |
| (3) | その他必要な事項                           | 14 |

|                                             |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| <b>3 間伐及び保育に関する事項</b>                       | <b>15</b> |
| (1) 間伐の標準的な方法                               | 15        |
| (2) 保育の標準的な方法                               | 15        |
| (3) その他必要な事項                                | 16        |
| <b>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>               | <b>16</b> |
| (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法         | 16        |
| (2) その他必要な事項                                | 17        |
| <b>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</b>              | <b>18</b> |
| (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方                   | 18        |
| (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 | 19        |
| (3) 林産物の搬出方法等                               | 19        |
| (4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法     | 20        |
| (5) その他必要な事項                                | 20        |
| <b>6 森林施業の合理化に関する事項</b>                     | <b>20</b> |
| (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針                   | 20        |
| (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針          | 20        |
| (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針                 | 21        |
| (4) その他必要な事項                                | 21        |
| <b>第4 森林の保全に関する事項</b>                       | <b>22</b> |
| <b>1 森林の土地の保全に関する事項</b>                     | <b>22</b> |
| (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区       | 22        |
| (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 | 22        |
| (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項                    | 23        |
| (4) その他必要な事項                                | 23        |
| <b>2 保安施設に関する事項</b>                         | <b>23</b> |
| (1) 保安林の整備に関する事項                            | 23        |
| (2) 保安施設地区に関する事項                            | 24        |
| (3) 治山事業に関する事項                              | 24        |
| (4) その他必要な事項                                | 24        |
| <b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b>                       | <b>24</b> |
| (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針            | 24        |
| (2) その他必要な事項                                | 25        |

|     |                                                                  |    |
|-----|------------------------------------------------------------------|----|
| 4   | 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項                                      | 25 |
| (1) | 森林病虫害等の被害対策の方針                                                   | 25 |
| (2) | 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）                                            | 25 |
| (3) | 林野火災の予防の方針                                                       | 26 |
| (4) | その他必要な事項                                                         | 26 |
| 第5  | 計画量等                                                             | 27 |
| 1   | 伐採立木材積                                                           | 27 |
| 2   | 間伐面積                                                             | 27 |
| 3   | 人工造林及び天然更新別の造林面積                                                 | 27 |
| 4   | 林道の開設又は拡張に関する計画                                                  | 28 |
| 5   | 保安林整備及び治山事業に関する計画                                                | 28 |
| (1) | 保安林として管理すべき森林の種類別面積等                                             | 28 |
| (2) | 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等                                  | 29 |
| (3) | 実施すべき治山事業の数量                                                     | 30 |
| 第6  | その他必要な事項                                                         | 31 |
| ○   | 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法                                 | 31 |
| (1) | 法令により施業について制限を受けている森林                                            | 31 |
| (2) | 制限林の施業方法                                                         | 31 |
| 別表1 | 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法                                              | 34 |
| 1   | 水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                   | 34 |
| 2   | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 34 |
| (1) | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                      | 34 |
| (2) | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                               | 34 |
| (3) | 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                                    | 35 |
| 別表2 | 鳥獣害防止森林区域                                                        | 35 |

## (附) 参 考 資 料

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| <b>1 森林計画区の概要</b>           | 37 |
| (1) 市町村別土地面積及び森林面積          | 37 |
| (2) 地況                      | 37 |
| (3) 土地利用の現況                 | 38 |
| (4) 産業別生産額                  | 39 |
| (5) 産業別就業者数                 | 39 |
| <b>2 森林の現況（国有林）</b>         | 40 |
| (1) 齢級別森林資源表                | 40 |
| (2) 制限林普通林別森林資源表            | 45 |
| (3) 市町村別森林資源表               | 46 |
| (4) 制限林の種類別面積               | 46 |
| (5) 樹種別材積表                  | 48 |
| (6) 荒廃地等の面積                 | 48 |
| (7) 森林の被害                   | 49 |
| (8) 防火線等の整備状況               | 49 |
| <b>3 林業の動向</b>              | 50 |
| (1) 森林組合及び生産森林組合の現況         | 50 |
| (2) 林業事業体等の現況               | 51 |
| (3) 林業労働力の概況                | 52 |
| (4) 林業機械化の概況                | 53 |
| (5) 作業路網等の整備の概況             | 54 |
| <b>4 前期計画の実行状況</b>          | 55 |
| (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積        | 55 |
| (2) 間伐面積                    | 55 |
| (3) 人工造林・天然更新別面積            | 55 |
| (4) 林道の開設又は拡張の数量            | 55 |
| (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画      | 56 |
| <b>5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）</b> | 56 |
| (1) 森林より森林以外への異動            | 56 |
| (2) 森林以外より森林への異動            | 56 |
| <b>6 森林資源の推移</b>            | 57 |
| (1) 分期別伐採立木材積等              | 57 |
| (2) 分期別期首資源表                | 58 |
| <b>7 その他</b>                | 59 |
| (1) 持続的伐採可能量                | 59 |

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 自然的条件

#### ア 位置及び面積

北山・十津川森林計画区は、熊野川広域流域に属し、奈良県の南部に位置しており、北は吉野森林計画区、東から南にかけて三重県、西から南にかけては和歌山県に接しています。その区域面積は 141 千 ha で、奈良県総面積の 38%を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、天川村をはじめとする 5 村です。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第 2 条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く。）。以下同じ。）は、計画区中央を南北に走る大峰山脈に比較的大きな団地があるほか、他は各所に点在しており、その面積は 9 千 ha です。

#### イ 地勢

大峰山脈や台高山脈など紀伊山地特有の急峻な山岳地帯で、釈迦ヶ岳（1,800m）、伯母子岳（1,344m）等の標高 1,000m以上の高峰が連なり、平地は河川沿いにわずかに見られます。

主な河川は、台高山脈を分水嶺として南流する北山川と、大峰山脈を分水嶺とする十津川があり、和歌山県で合流して熊野川となり熊野灘に注いでいます。

#### ウ 地質及び土壌

地質は、吉野川（紀ノ川）に沿って流れる中央構造線の外帯に属し、北部はトリアス～ジュラ系で砂岩・泥岩の互層、中・南部は白亜系で中部は砂岩を主として、南部は泥岩が主となっています。

土壌は、計画区全域において、山腹上部では、乾性褐色森林土となっており、山腹中・下部では、適潤性褐色森林土となっています。

#### エ 気候

温暖多雨の南海気候区に属し、南からの湿った空気の影響を受けて降水量が多く、日本でも有数の多雨地帯となっています。令和 6 年の気候は、東部（観測所：上北山）で年平均気温 14.9℃、年降水量 2,660mm、西部（観測所：風屋）で年平均気温 15.6℃、年降水量 2,331mm となっています。（令和 6 年気象庁資料）

### (2) 社会経済的背景

#### ア 土地利用の状況

森林面積は 136 千 ha で、森林率は 96%を占めており、奈良県全体の 77%と比べて高い割合となっています。（令和 5 年度奈良県林業統計）

## イ 人口及び産業の状況

人口は、0.6万人で奈良県総人口の0.4%となっています。

就業者数は0.3万人で産業別内訳は第1次産業が8%（0.2千人のうち林業就労者数161人）、第2次産業が18%、第3次産業が74%となっています（令和2年国勢調査）。

## ウ 交通の状況

道路網は、基幹道として南北に国道168号、169号、371号が、東西に309号、311号、425号の各線が走り、その他主要地方道として大峰山公園線、大台ヶ原公園川上線、高野天川線、洞川下市線があります。これらの基幹道から一般県道、村道及び林道が派生分岐しています。

## (3) 森林計画区における国有林の位置付け

国有林面積は9千haで、計画区の森林面積136千haの7%を占めています。

国有林は、北山川と十津川の水源地帯に所在し、国土保全、水源かん涵養機能の発揮に重要な役割を果たしています。

また、「吉野熊野国立公園」等に指定されており、保健・文化・教育的活動の場として利用されています。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### (1) 伐採立木材積

主伐、間伐ともに実行段階で現地を精査し、優先度の高い箇所から実施したことにより計画を下回る実績となりました。

単位：材積  $m^3$ 、実行歩合 %、面積 ha

| 区 分 | 伐 採 立 木 材 積 |                 |                   |       |                 |                |         |            |           |
|-----|-------------|-----------------|-------------------|-------|-----------------|----------------|---------|------------|-----------|
|     | 計 画         |                 |                   | 実 行   |                 |                | 実 行 歩 合 |            |           |
|     | 主 伐         | 間 伐             | 総 数               | 主 伐   | 間 伐             | 総 数            | 主 伐     | 間 伐        | 総 数       |
| 総 数 | 4,974       | <705><br>88,811 | (6,000)<br>93,785 | 1,248 | <129><br>36,930 | (30)<br>38,178 | 25      | <18><br>42 | (1)<br>41 |

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、令和3～令和6年度実績と令和7年度見込量の合計です。

3 <>は間伐面積です。

4 ( )は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

## (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林、天然更新ともに主伐を見送ったことにより計画を下回る実績となりました。

単位：面積 ha、実行歩合 %

| 総 数 |     |      | 人 工 造 林 |     |      | 天 然 更 新 |     |      |
|-----|-----|------|---------|-----|------|---------|-----|------|
| 計 画 | 実 行 | 実行歩合 | 計 画     | 実 行 | 実行歩合 | 計 画     | 実 行 | 実行歩合 |
| 41  | 5   | 12   | 14      | 5   | 36   | 27      | 0   | 0    |

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。  
 2 実行欄は、令和3～令和6年度実績と令和7年度見込量の合計です。  
 3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

## (3) 林道の開設又は拡張の数量

開設は、森林施業の計画に応じて優先度を勘案し実施した結果、計画を下回る実績となりました。

拡張は、集中豪雨等による被災箇所について緊急性を考慮のうえ実施した結果、計画を上回る実績となりました。

単位：延長 km、箇所数 箇所、実行歩合 %

| 区 分     | 開 設 延 長 |     |      | 拡 張 箇 所 数 |     |      |
|---------|---------|-----|------|-----------|-----|------|
|         | 計 画     | 実 行 | 実行歩合 | 計 画       | 実 行 | 実行歩合 |
| 基幹路網    | 1.5     | 0.6 | 40   | 2         | 9   | 450  |
| うち林業専用道 | —       | —   | —    | —         | —   | —    |

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。  
 2 実行欄は、令和3～令和6年度実績と令和7年度見込量の合計です。  
 3 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

## (4) 治山事業

保全施設は、計画どおりの実績となりました。

保安林の整備は、ほぼ計画どおりの実績となりました。

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

| 種 類     | 計 画 | 実 行 | 実 行 歩 合 |
|---------|-----|-----|---------|
| 保 全 施 設 | 3   | 3   | 100     |
| 保安林の整備  | 108 | 99  | 92      |

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。  
 2 実行欄は、令和3～令和6年度実績と令和7年度見込量の合計です。

### 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

また、本計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等に応じて、花粉発生源対策を推進するとともに、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、全ての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画は、全国森林計画に即し、本計画区の国有林について、このような考え方に基づき自然条件、社会的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにしたものです。

計画の実行に当たっては、民有林との連携のもと効率的な実行の確保が図られるよう努めます。

## Ⅱ 計画事項

### 第 1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

| 区 分                        |       | 総 数      | 国有林野     | 公有林野等<br>官行造林地 |
|----------------------------|-------|----------|----------|----------------|
| 総 数                        |       | 8,859.34 | 8,743.61 | 115.73         |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 | 天 川 村 | 2,020.20 | 2,020.20 | —              |
|                            | 野迫川村  | 1,924.52 | 1,808.79 | 115.73         |
|                            | 十津川村  | 1,762.27 | 1,762.27 | —              |
|                            | 下北山村  | 1,806.40 | 1,806.40 | —              |
|                            | 上北山村  | 1,345.95 | 1,345.95 | —              |

注：1 本表の面積は令和 7 年 3 月 31 日現在の数値です。

2 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林（林野庁所管）です。

3 森林計画図の閲覧場所

近畿中国森林管理局ホームページ

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

##### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

##### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

##### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

##### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

##### オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

##### カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

##### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能<sup>注</sup>を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を推進するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

注： 森林の有する国土の保全、水源<sup>かん</sup>涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

#### ア 水源<sup>かん</sup>涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源<sup>かん</sup>涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源<sup>かん</sup>涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を行います。

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林、気象条件や地形条件等からみて飛砂、潮害、津波等の災害発生の危険度の高い森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性の高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置します。

また、災害発生の危険度の高い海岸林の適切な管理、保全、再生等を行います。

## ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を実施します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を行います。

## エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、国民に憩いの場や学びの場、都市住民と山村との交流の場などを提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行います。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

## オ 文化機能

世界文化遺産、国宝、重要文化財、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行います。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行います。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

## カ 生物多様性保全機能

全ての森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱<sup>かくらん</sup>により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔<sup>けいはん</sup>林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮します。

## キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林

の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を行います。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

#### ○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位：面積 ha、蓄積 m<sup>3</sup>/ha

| 区 分     |         | 現 況   | 計画期末  |
|---------|---------|-------|-------|
| 面 積     | 育成単層林   | 2,706 | 2,645 |
|         | 育成複層林   | 25    | 86    |
|         | 天 然 生 林 | 5,758 | 5,758 |
| 森 林 蓄 積 |         | 218   | 242   |

注：1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為※により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林が該当します。

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層※を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林が該当します。

3 天然生林

主として天然力※を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）のことをいいます。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ等からなる森林が該当します。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うことです。「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるものをいいます。「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することです。

## 2 その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案するとともに、伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うものとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採を推進します。

立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

#### ア 皆伐を行う森林

##### (ア) 皆伐新植を行う森林

###### a 対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行います。

また、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行います。

###### b 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行います。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐時期の目安は、次のとおりとします。

| 地 区 | 樹 種 | 標 準 的 な 施 業 体 系 |         |          | 主伐時期<br>の 目 安<br>(年) |
|-----|-----|-----------------|---------|----------|----------------------|
|     |     | 生 産 目 標         | 仕 立 方 法 | 期待径級(cm) |                      |
| 全 域 | ス ギ | 一般建築材           | 中 仕 立   | 20～24    | 40                   |
|     |     | 造 作 材           | 中 仕 立   | 46       | 120                  |
|     | ヒノキ | 一般建築材           | 中 仕 立   | 18～20    | 45                   |
|     |     | 造 作 材           | 中 仕 立   | 38       | 120                  |

注：期待径級は、主伐の目安の林齢の胸高直径です。

c 伐区の形状その他立木の伐採・搬出に関する留意事項

(a) 国有林（公有林野等官行造林地を除く。）

＜1＞ 伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮します。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障がないよう、伐採の適否、伐採方法を決定します。

＜2＞ 1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域は、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。）。その他の制限林は、その制限の範囲内とします。制限林以外の森林にあっても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図るため、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね5ha以下とします。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。）。

＜3＞ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、主要な尾根、斜面中腹、溪流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林については、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうっ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すように努めます。

＜4＞ 人工造林による育成複層林施業を行う場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、帯状又は群状伐採を基本としますが、立地条件や景観への配慮の必要性など、現地の実態に応じて単木伐採も行います。

＜5＞ 積雪量100～250cmの多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残しますが、利用価値の高いものは択伐します。

＜6＞ 上記多雪地帯で、積雪の<sup>ほ</sup>葡行力による植栽木の引き抜けや倒伏等の被害が予想される箇所においては、必要に応じて防雪帯を設けます。

防雪帯は、斜面長40m以上の箇所においておおむね40mごとに幅20m程度

としますが、できるだけ傾斜の変換点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効果的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障となる立木はなるべく1 m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

〈7〉 林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網又は架線を適切に選択することとします。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮し、搬出方法を決定します。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じます。

(b) 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあつてはその制限内容に従って行います。林産物の搬出は前項(a)に準じて行います。

(イ) 皆伐天然更新を行う森林

a 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であつて天然下種による更新が確実な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であつて、ぼう芽による更新が確実な林分において行います。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

イ 択伐を行う森林

択伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を択伐と指定された林分であつて、択伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の生長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して択伐率等を適切に定めます。林産物の搬出は前項アに準じて行います。

**(2) 立木の標準伐期齢**

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

単位：年

| 地 区 | 樹 種 |       |     |            |     |                               |                                  |
|-----|-----|-------|-----|------------|-----|-------------------------------|----------------------------------|
|     | ス ギ | ヒ ノ キ | マ ツ | その他<br>針葉樹 | クヌギ | 主としてぼう芽<br>によって生立<br>する 広 葉 樹 | 主として植栽又は<br>下種によって生立<br>する 広 葉 樹 |
| 全 域 | 40  | 45    | 40  | 45         | 15  | 20                            | 45                               |

### (3) その他必要な事項

主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化を図ります。

また、歴史を未来につなぐ<sup>もり</sup>森林づくりとして、歴史的木造建築物の修復資材の供給や資源となる森林の育成に取り組みます。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

更新に当たっては、花粉発生源対策の推進を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を適確に把握した上で、適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ、ケヤキ、クヌギ等の有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。複層林にあっては、原則としてスギ又はヒノキとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり 2,000 本を標準とします。複層林にあっては、群状又は帯状伐採区は、ヘクタール当たり 2,000 本を、単木伐採は、ヘクタール当たり 1,000 本を標準とします。

なお、苗木の選定については、コンテナ苗、成長に優れたエリートツリー（第2世

代精英樹等)等の苗木、花粉の少ない苗木の使用に努めます。

地ごしらは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては原則として2年以内とします。なお、伐採と造林を一貫して行う作業システムの導入に努めます。

### (2) 天然更新に関する基本的事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

#### ア 天然更新の対象樹種

天然更新に係る補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。

#### イ 天然更新の標準的な方法

##### (ア) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め、伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まき付けを行うほか、必要な稚樹の刈り出しを行います。

##### (イ) 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ります。

### (3) その他必要な事項

材質が堅く成長が早い早生樹について、関係機関との連携も図りつつ、試験植栽を行い技術開発を計画的に進めます。

### 3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を適確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

#### (1) 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施します。

実施時期は、樹冠がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失している若しくは消失するおそれのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

保育間伐等定性間伐の選木については、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

利用間伐に当たっては、選木作業の簡素化や効率的に間伐を実施するため、立木の生育状況や立地条件等を考慮の上、列状間伐を実施します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

#### (2) 保育の標準的な方法

更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

##### ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも配慮しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

##### イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

##### ウ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

| 樹 種       | 作 業 種       | 経 過 年 数 (年) |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|-----------|-------------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
|           |             | 1           | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| スギ<br>ヒノキ | 下刈り         | ←           |   |   |   |   |   | → |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 除伐          |             |   |   |   |   |   |   |   | ← |    |    |    |    |    |    | →  |
|           | 鳥獣害<br>防止対策 | ←           |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |

注：この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。  
複層林の下木の保育についても、表に準じて実施します。

### (3) その他必要な事項

その他つる切り等の保育については、必要に応じて行います。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定めます。

#### ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の<sup>かん</sup>養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源<sup>かん</sup>養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等については例外的に単独で区分します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能、土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地については例外的に単独で区分します。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については例外的に単独で区分します。

## イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

天然生林については、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする森林を除き手を加えません。他の施業については次のとおりです。

- (ア) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育。）を図りつつ、根系の発達を確保します。

具体的には、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く。）を積極的に推進します。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

原則的に択伐による複層林施業を積極的に推進するほか、立地条件や国民のニーズに応じ、天然性広葉樹の育成等による針広混交の育成複層林への誘導を図ります。

- b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

皆伐をしないことを前提として、立地条件や国民のニーズ等に応じ、森林構成の維持を基本とした択伐による複層林施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れ、択伐による複層林施業を行います。

## (2) その他必要な事項

森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

また、歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進します。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。特に、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。

開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

#### ア 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能

水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道の開設に伴う土砂の流出や崩壊を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し必要な路網を整備します。ただし、山地災害の危険性が高い地域については、新たな林道等の開設を回避する等特段の配慮をします。

また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起こらないよう施設の整備を行います。

#### イ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

保健・レクリエーション機能の発揮を求められる森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、森林作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、快適環境形成機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を求められる森林等景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。

## ○基幹路網の現状

単位：延長 km

| 区 分     | 路 線 数 | 延 長 |
|---------|-------|-----|
| 基幹路網    | 14    | 62  |
| うち林業専用道 | 1     | 2   |

## (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林や育成複層林の対象地にあつては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、下表を目安として林道及び森林作業道を整備するよう努めます。

### ○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

| 区 分           | 作業システム    | 路網密度       |
|---------------|-----------|------------|
| 緩傾斜地（0°～15°）  | 車両系作業システム | 110 以上     |
| 中傾斜地（15°～30°） | 車両系作業システム | 85 以上      |
|               | 架線系作業システム | 25 以上      |
| 急傾斜地（30°～35°） | 車両系作業システム | 60 <50> 以上 |
|               | 架線系作業システム | 20 <15> 以上 |
| 急 峻 地（35°～）   | 架線系作業システム | 5 以上       |

- 注：1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいいます。タワーヤード等を活用します。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいいます。フォワーダ等を活用します。
- 3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

## (3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な搬出方法を定めます。

#### **(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法**

該当ありません。

#### **(5) その他必要な事項**

土場、作業施設の整備に当たっては、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況等を総合的に勘案し、整備箇所の選定を適切に行います。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

なお、林道等路網の整備については、民有林と連携を図りながら一体的・効率的に推進します。

### **6 森林施業の合理化に関する事項**

#### **(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に当たっては、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化とともに、これを通じた林業従事者の所得や労働環境の向上が課題となっています。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、林業機械化の促進や稼働率の向上などに努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業従事者の就労環境の改善を図ります。

#### **(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、稼働率及び労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体質強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保及び路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

### **(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針**

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

#### **ア 木材の生産・流通の合理化**

事業の発注見通し等を公表しつつ、民有林の関係者及び素材生産業者・流通業者と一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や協調出材等により木材の産地・銘柄化を図るなど生産・流通の合理化に努めます。

#### **イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成**

広域原木流通協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

#### **ウ 国産材の安定供給体制の整備**

森林吸収目標達成のために必要な間伐の適確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の成長産業化に資するため、国有林と民有林関係者が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

### **(4) その他必要な事項**

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託することとなっていることから、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営体の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組めます。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水源の<sup>かん</sup>涵養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、水源かん養保安林とします。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は次のとおりです。

単位：ha

| 所 在   |                                               | 面 積      | 留意すべき事項                                                             |
|-------|-----------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 市 町 村 | 区 域                                           |          |                                                                     |
| 天 川 村 | 69～77、84～91、1024～1027                         | 2,010.37 | 林地の適正な管理及び適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更にあたっては十分留意する。 |
| 野迫川村  | 812～839<br>※平自治会 1～3                          | 1,924.52 |                                                                     |
| 十津川村  | 1049～1059、1066～1068                           | 1,718.04 |                                                                     |
| 下北山村  | 1028～1048                                     | 1,806.40 |                                                                     |
| 上北山村  | 79～83、727、728、738～741、<br>1004、1005、1069、1070 | 1,331.51 |                                                                     |
| 計     |                                               | 8,790.84 |                                                                     |

注：※は公有林野等官行造林地です。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがあると認められ、かつ、急傾斜地にある又は地形等から森林作業道等の作設が不適切であることが明らかな森林については、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林」として指定し、搬出の方法は原則として架線集材によることとします。

単位：ha

| 区 分        |     | 森 林 の 所 在          | 面 積   | 搬 出 方 法 |
|------------|-----|--------------------|-------|---------|
| 総 数        |     |                    | 66.38 |         |
| 市町村<br>別内訳 | 天川村 | 91 い 1、い 2、は 1、は 2 | 66.38 | 架 線     |

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。さらに、土砂の流出や崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮します。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守します。

### (4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第 2 の 1 に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会

的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、適切に保安林を配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を確保します。

## **(2) 保安施設地区に関する事項**

保安林が指定されていない箇所、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成事業若しくは維持に必要な事業を行う必要があれば、保安施設地区に指定します。

## **(3) 治山事業に関する事項**

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化に向けて、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち実施します。具体的には、流域治水の取組と連携を図りつつ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組みます。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

## **(4) その他必要な事項**

特に記すべき事項はありません。

# **3 鳥獣害の防止に関する事項**

## **(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針**

### **ア 区域の設定**

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定めます。

## イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の植栽木の保護措置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲（囲いわな、くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、安全体制が確保された場合の銃による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

## (2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

# 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

## (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ります。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入します。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

## (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

### **(3) 林野火災の予防の方針**

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

### **(4) その他必要な事項**

山火事、病虫害、鳥獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

また、森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位：千m<sup>3</sup>

| 区 分           | 総 数       |     |     | 主 伐 |     |     | 間 伐 |     |     |
|---------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|               | 総 数       | 針葉樹 | 広葉樹 | 総 数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総 数 | 針葉樹 | 広葉樹 |
| 総 数           | 195       | 194 | 2   | 16  | 15  | 2   | 179 | 179 | —   |
| 前半5ヵ年<br>の計画量 | (6)<br>99 | 97  | 1   | 4   | 3   | 1   | 94  | 94  | —   |

注：1 ( )は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

### 2 間伐面積

単位：ha

| 区 分       | 間 伐 面 積 |
|-----------|---------|
| 総 数       | 1,141   |
| 前半5ヵ年の計画量 | 600     |

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

| 区 分       | 人 工 造 林 | 天 然 更 新 |
|-----------|---------|---------|
| 総 数       | 25      | 79      |
| 前半5ヵ年の計画量 | 6       | 22      |

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km、面積 ha

単位：延長 Km、面積 ha

| 開設<br>拡張<br>別 | 種類       | 区分 | 位 置<br>市町村 | 路 線 名                         | 延 長<br>及 び<br>箇所数 | 利用<br>区域<br>面積 | 前半<br>5カ<br>年の<br>計画<br>箇所 | 対図<br>番号 | 備考                 |
|---------------|----------|----|------------|-------------------------------|-------------------|----------------|----------------------------|----------|--------------------|
| 開設            | 自動<br>車道 | 林道 | 天 川 村      | 入谷林道支線                        | (1)1.54           | 249            | ○                          | ①        | 前期：0.84<br>後期：0.70 |
|               | 計        |    |            |                               | (1)1.54           |                |                            |          |                    |
| 拡張            | 自動<br>車道 | 林道 | 野迫川村       | 赤谷伯母子林道<br>(伯母子林道)            | (3)0.05           |                | ○                          | ②        |                    |
|               |          |    |            | 赤谷伯母子林道<br>(伯母子林道支線)          | (1)0.02           |                | ○                          | ③        |                    |
|               |          |    |            | 赤谷伯母子林道<br>(伯母子林道<br>833 林班線) | (3)0.06           |                | ○                          | ④        |                    |
|               | 計        |    |            |                               | (7)0.13           |                |                            |          |                    |

注：（ ）は箇所数です。

#### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

##### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

##### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

| 保 安 林 の 種 類     | 面 積   | 前半5カ<br>年の計画面積 | 備 考 |
|-----------------|-------|----------------|-----|
|                 |       |                |     |
| 保安林総数（実面積）      | 8,729 | 8,729          |     |
| 水源かん養のための保安林    | 8,719 | 8,719          |     |
| 災害防備のための保安林     | —     | —              |     |
| 保健、風致の保存のための保安林 | 1,343 | 1,343          |     |

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当ありません。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当ありません。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。

### (3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

| 森 林 の 所 在 |                         | 治山事業<br>施 工<br>地 区 数 | 前半5ヵ年<br>の 計 画 | 主な工種    | 備 考         |
|-----------|-------------------------|----------------------|----------------|---------|-------------|
| 市 町 村     | 区 域                     |                      |                |         |             |
| 天 川 村     | 88                      | 1                    | —              | 溪間工     |             |
|           | 90、91                   | 2                    | 2              | 本数調整伐   | 前期：66.15ha  |
|           | 小 計                     | 3                    | 2              |         |             |
| 野迫川村      | 816、824、827             | 3                    | 2              | 溪間工、山腹工 |             |
|           | 813、837、838、<br>839     | 4                    | 4              | 本数調整伐   | 前期：31.89ha  |
|           | 小 計                     | 7                    | 6              |         |             |
| 十津川村      | 1051、1052、<br>1057、1059 | 4                    | 1              | 溪間工、山腹工 |             |
|           | 1049、1050、<br>1055～1059 | 7                    | 7              | 本数調整伐   | 前期：170.27ha |
|           | 小 計                     | 9                    | 8              |         |             |
| 下北山村      | 1033                    | 1                    | 1              | 溪間工     |             |
|           | 1033～1042               | 10                   | 10             | 本数調整伐   | 前期：86.07ha  |
|           | 小 計                     | 10                   | 10             |         |             |
| 上北山村      | 739                     | 1                    | —              | 溪間工     |             |
|           | 80、83                   | 2                    | 2              | 本数調整伐   | 前期：38.56ha  |
|           | 小 計                     | 3                    | 2              |         |             |
| 合 計       |                         | 32                   | 28             |         |             |

## 第6 その他必要な事項

### ○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### (1) 法令により施業について制限を受けている森林

単位：ha

| 種 類                | 森 林 の 所 在 |                                               | 面 積      | 備 考 |
|--------------------|-----------|-----------------------------------------------|----------|-----|
|                    | 市 町 村     | 区 域                                           |          |     |
| 水 源 かん 養<br>保 安 林  | 天 川 村     | 69～77、84～91、1024～1027                         | 2,005.50 |     |
|                    | 野迫川村      | 812～839<br>※平自治会 1～3                          | 1,909.15 |     |
|                    | 十津川村      | 1049～1059、1066～1068                           | 1,691.35 |     |
|                    | 下北山村      | 1028～1048                                     | 1,788.61 |     |
|                    | 上北山村      | 79～83、727、728、738～741、<br>1004、1005、1069、1070 | 1,324.11 |     |
| 保 健 保 安 林          | 天 川 村     | 70、72～77、85～88、1024、1025                      | 687.05   |     |
|                    | 下北山村      | 1028～1032、1046～1048                           | 655.59   |     |
| 風 致 保 安 林          | 天 川 村     | 72～74                                         | 9.83     |     |
| 国 立 公 園<br>特別保護地区  | 天 川 村     | 74～77                                         | 61.54    |     |
| 国 立 公 園<br>第1種特別地域 | 天 川 村     | 70～77、1024、1025                               | 217.60   |     |
|                    | 下北山村      | 1028～1032、1039～1041、<br>1044～1048             | 167.13   |     |
| 国 立 公 園<br>第3種特別地域 | 天 川 村     | 73、75、88、1024、1025                            | 130.01   |     |
| 国 定 公 園<br>第1種特別地域 | 野迫川村      | 816～819、822～825、829、830                       | 94.44    |     |
| 国 定 公 園<br>第2種特別地域 | 野迫川村      | 817～825、829、830、834、835                       | 215.59   |     |
| 国 定 公 園<br>第3種特別地域 | 野迫川村      | 815～835                                       | 1,072.43 |     |

注：※は、公有林野等官行造林地です。

#### (2) 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的事項は、次のとおりとします。

##### ア 保安林

##### (ア) 伐採方法

##### a 主伐

(a) 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

(b) 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。

(c) 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる一箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

(d) 択伐する場合の制限

伐採年度ごとに択伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた択伐率を乗じて算出した材積以内とします。

b 間伐

(a) 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とします。

(b) 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後に当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

(イ) 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

イ 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

(ア) 特別保護地区

原則として立木の伐採や損傷、その他植物の採取等は禁止されています。

ただし、次にあげる場合にあっては、必要最小限の伐採を行うことができます。

a 災害または被害の予防及び防御のため必要のあるとき。

b 学術研究または試験に供する必要があるとき。

c 人工林または単層林に類する幼齢林において、保育のため必要のあるとき。

d 景観の維持助長のため必要のあるとき。

(イ) 第 1 種特別地域

a 第 1 種特別地域の森林は禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない限り、単木択伐法を行うことができます。

b 単木択伐法は次により行います。

(a) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。

(b) 択伐率は現在蓄積の 10%以内とします。

(ウ) 第2種特別地域

a 第2種特別地域の森林施業は、択伐法とします。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。

b 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐法によるものとします。

c 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。

d 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。

e 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。

f 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。

(a) 1伐区の面積は2ha以内とします。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。

(b) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散させます。

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

伐採に当たっては、事前に知事と協議を行います。

## 別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

### 1 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

| 区 分                        |       | 森林の区域                                         | 面 積      | 施業方法                                          |
|----------------------------|-------|-----------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------|
| 総 数                        |       |                                               | 8,743.61 |                                               |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 | 天 川 村 | 69～77、84～91、1024～1027                         | 2,020.20 | 長伐期施業、<br>伐期の延長、<br>複層林施業（択伐）、<br>複層林施業（択伐以外） |
|                            | 野迫川村  | 812～839                                       | 1,808.79 |                                               |
|                            | 十津川村  | 1049～1059、1066～1068                           | 1,762.27 |                                               |
|                            | 下北山村  | 1028～1048                                     | 1,806.40 |                                               |
|                            | 上北山村  | 79～83、727、728、738～741、<br>1004、1005、1069、1070 | 1,345.95 |                                               |

### 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### (1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

| 区 分                        |       | 森林の区域                                         | 面 積    | 施業方法      |
|----------------------------|-------|-----------------------------------------------|--------|-----------|
| 総 数                        |       |                                               | 821.78 |           |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 | 天 川 村 | 84、89、91                                      | 110.39 | 複層林施業（択伐） |
|                            | 十津川村  | 1049、1058、1059                                | 79.27  |           |
|                            | 上北山村  | 79、82、727、728、738～740、<br>1004、1005、1069、1070 | 632.12 |           |

#### (2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当ありません。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

| 区 分                        |       | 森林の区域                 | 面 積      | 施業方法      |
|----------------------------|-------|-----------------------|----------|-----------|
| 総 数                        |       |                       | 2,272.08 |           |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 | 天 川 村 | 69～77、85～88、1024～1026 | 869.33   | 複層林施業(択伐) |
|                            | 野迫川村  | 816～825、829、830       | 289.01   |           |
|                            | 十津川村  | 1052～1059             | 308.66   |           |
|                            | 下北山村  | 1028～1032、1034～1048   | 805.08   |           |

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位：ha

| 区 分                        |       | 対象鳥獣の種類 | 森林の区域                                         | 面 積      |
|----------------------------|-------|---------|-----------------------------------------------|----------|
| 総 数                        |       |         |                                               | 8,743.61 |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 | 天 川 村 | ニホンジカ   | 69～77、84～91、1024～1027                         | 2,020.20 |
|                            | 野迫川村  | ニホンジカ   | 812～839                                       | 1,808.79 |
|                            | 十津川村  | ニホンジカ   | 1049～1059、1066～1068                           | 1,762.27 |
|                            | 下北山村  | ニホンジカ   | 1028～1048                                     | 1,806.40 |
|                            | 上北山村  | ニホンジカ   | 79～83、727、728、738～741、<br>1004、1005、1069、1070 | 1,345.95 |